栃木県中学校体育連盟主催大会実施要項

１　目　　的

栃木県中学校体育連盟主催大会は、中学校教育の一環として生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、体力・技能の向上と、スポーツ精神の高揚を図り、心身ともに健康な生徒を育成する。また、スポーツの交流を通じて各学校及び生徒間の親睦を図り、生涯スポーツの基礎つくりに寄与する。

２　主　　催

栃木県中学校体育連盟　栃木県教育委員会　栃木県市町村教育委員会連合会

３　後　　援

（公財）栃木県スポーツ協会　栃木県中学校長会　関係競技団体

４　大会の運営

（１）運営に関する基本的事項は、栃木県中学校体育連盟（省略：県中体連）が決定する。

（２）競技の運営は、各専門部が行う。

（３）大会は、「栃木県中学校総合体育大会」「栃木県中学校新人体育大会」の２大会とする。

５　実施競技

(1)陸上競技	(2)軟式野球	(3)バスケットボール	(4)バレーボール
(5)サッカー	(6)ソフトテニス	(7)卓球	(8)相撲
(9)体操競技	(10)新体操	(11)ソフトボール	(12)ハンドボール
(13)水泳競技	(14)柔道	(15)剣道	(16)弓道
(17)バドミントン	(18)ダンス	(19)ホッケー	(20)テニス
(21)スキー	(22)スケート		

６　競技方法　　競技別大会要項による。※

７　参加資格について

（１）県中体連加盟の学校に在籍し、当該競技要項により、参加資格を得た者。

（２）地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の参加資格等の特例については別に定める。

（３）参加する生徒は、学齢・修業年限が一致していること。ただし、その年度の６月３０日までに、地区中体連を通じて県中体連に申し出、承認を得た生徒についてはその限りではない。学齢外【様式１・２・３】

（４）選手の大会参加については、１競技を通じて同一チームからの参加とする。

（５）本大会の地区予選参加後に転校した場合、転出先での同一競技の出場は認めない。ただし、本大会の出場権を得た個人種目についてはその限りではない。

（６）合同チームの大会参加については、「栃木県中学校体育連盟合同チーム参加規程」により、参加を認める。ただし、地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の合同チームは認めない。

（７）拠点校部活動の大会参加については、「栃木県中学校体育大会拠点校部活動参加規程」により参加を認める。拠点校【様式１】

８　監督・引率

（１）参加生徒の監督・引率は、出場校の教員・部活動指導員（※）とする。
部活動指導員が引率・監督を務める場合は、部活動指導員【様式１・２】「部活動指導員確認書（校長承認書）」に必要事項を記入し、大会事務局に参加申込み時に提出する。なお、部活動指導員は、他校の引率者及び依頼監督にはなれない。なお、地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の引率・監督については、別に定める。
※「部活動指導員」とは、学校教育法施行規則第 78 条の２に示されている者をいう。

（２）教員・部活動指導員が引率できず、学校設置者の承認のもと校長がやむを得ないと判断した場合に限り「栃木県中学校体育大会監督・引率細則」により、校長が引率者として適切であると承認した外部指導者に引率及び監

督

の資格を認める。

外部指導者が引率・監督を務める場合は、外部指導者【様式１・２】「外部指導者確認書（校長承認書)」に必

要事項を記入し、参加申込時に提出する。

（３）監督・引率の特例

別に定める個人種目については、教員・部活動指導員・８（２）該当外部指導者が引率できず、学校設置者の承認のもと校長がやむを得ないと判断した場合に限り「栃木県中学校体育大会監督・引率細則」により、校長が引率者として承認した保護者の引率を認める。ただしその場合は、当該の校長は当該競技専門部と協議し、監督・引率【様式１・２・３・４】をもって監督依頼をしなければならない。

（４）栃木県中学校体育連盟の主催大会に出場するチーム・生徒の引率者、監督、部活動指導員、外部指導者（コーチ）等は、部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとしている。校長はこの点を確認して、大会申込書を作成する。

なお、外部指導者は校長から暴力等に関する指導処置を受けていないこととする。

９　ベンチ入り　　競技別大会要項による。 ※

10　外部指導者（コーチ）

（１）当該校長が、人格・指導面において優れていると認めた 20 歳以上の成人で、学校の教育方針に基づき顧問教員の指導計画に従い、日頃から指導にあたっていること。

（２）中学校の教職員は、外部指導者として認めない。

（３）規則違反・不適切な言動等があった時は、専門部長または競技委員長から当該校の校長に連絡すること。

附則　令和４年１２月９日　一部改正

　　令和５年　２月７日　一部改正